

## 大郷町地域公共交通計画策定業務委託候補者選定委員会設置要領（案）

### （目的）

第1条 大郷町地域公共交通計画策定業務（以下「業務」という。）を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により最も適した受託候補者を公平かつ適正に選定するため、大郷町地域公共交通計画策定業務委託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）プロポーザル実施要領及び評価基準に関すること。
- （2）提案書類の審査及び評価に関すること。
- （3）プレゼンテーション及びヒアリングの実施に関すること。
- （4）受託候補者及び次点者の選定に関すること。
- （5）その他、選定に関し必要な事項。

### （組織）

第3条 委員会は、委員5名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命し、または委嘱する。

- （1）大郷町地域公共交通協議会委員
- （2）大郷町職員（関係部課長等）
- （3）その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、第2条に規定する業務が完了する日までとする。

### （委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を各1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。

### （会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の決議は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

4 委員会の会議は、原則として非公開とする。

### （除斥）

第6条 委員は、自己または親族が直接利害関係を有する提案者がある場合は、当該提案者に係わる審査に加わることができない。

2 委員は、提案者と密接な利害関係がある場合は、速やかに委員長に届け出なければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、審査の経過及び内容、評価の結果等を公表してはならない。ただし、会長が公表を認めた事項についてはこの限りではない。

(事務局)

第8条 委員会の庶務は、大郷町地域公共交通協議会事務局（まちづくり政策課）において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。